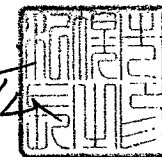


札幌市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年9月 28 日

札幌市長

秋 元 克 広



札幌市規則第 4 / 号

札幌市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市情報公開条例施行規則（平成12年規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
	<u>（公文書の公開請求の拒否の通知等）</u>

改正前	改正後
第3条 削除 (公文書の公開決定等の通知) 第4条 (略) 2 (略) 3 条例第11条第3項の書面は、<u>公文書公開請求拒否通知書</u> (様式5) とする。	第3条 <u>条例第6条の2第2項の書面は、公文書公開請求拒否決定通知書(様式1の2)とする。</u> <u>2 条例第6条の2第3項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面によるものとする。</u> (1) <u>公開請求に係る公文書の名称又は内容</u> (2) <u>公開請求の拒否の決定の理由</u> (公文書の公開決定等の通知) 第4条 (略) 2 (略) 3 条例第11条第3項の書面は、<u>公文書存否応答拒否決定通知書</u> (様式5) とする。 <u>(公開決定の取消しの通知等)</u> <u>第6条の2 条例第14条の2第3項の書面は、公開決定取消通知書(様式9の2)とする。</u> <u>2 第3条第2項の規定は、条例第14条の2第4項において準用する条例第6条の2第3項の規定による報告について準用</u>

改正前	改正後
	<u>する。この場合において、第3条第2項第2号中「公開請求の拒否の決定」とあるのは、「公開決定の取消し」と読み替えるものとする。</u>

様式1の次に次の1様式を加える。

様式1の2

公文書公開請求拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

札幌市長



年 月 日付けの公開請求について、札幌市情報公開条例第6条の2第2項の規定により、次のとおり公開請求の拒否の決定をしましたので、お知らせします。

1 公開請求に係る公文書の名称等	
2 公開請求の拒否の決定の理由	
3 担当課	局 部 課 係 電話
4 備考	

備考

- 1 この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
様式5 公文書公開請求拒否通知書 (略)	様式5 公文書存否応答拒否決定通知書 (略)

様式9の次に次の1様式を加える。

様式9の2

公開決定取消通知書

第 号

年 月 日

様

札幌市長



年 月 日付けの公開請求について、札幌市情報公開条例（以下「条例」といいます。）第11条第1項の規定により行った公文書の全部（一部）公開決定（年 月 日付け 第 号）を、条例第14条の2第1項の規定により、次のとおり取り消しましたので、お知らせします。

1 公文書の名称	
2 公開決定の取消しの理由	
3 担当課	局 部 課 係 電話
4 備考	

備考

- 1 この処分に係る審査請求及び取消訴訟の提起に関する事項の教示文について記載すること。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。